

平成28年第2回（3月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第3号）

平成28年3月18日（金曜日）午前9時30分開議

- 第 1 議案第17号 出雲崎町行政不服審査会条例制定について
- 第 2 議案第18号 出雲崎町行政不服審査関係手数料条例制定について
- 第 3 議案第19号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 第 4 議案第37号 出雲崎町過疎地域自立促進計画の策定について
- 第 5 議案第23号 出雲崎町農業農村整備事業分担金徴収条例制定について
- 第 6 議案第26号 平成28年度出雲崎町一般会計予算について
- 第 7 議案第27号 平成28年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第 8 議案第28号 平成28年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について
- 第 9 議案第29号 平成28年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第10 議案第30号 平成28年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について
- 第11 議案第31号 平成28年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について
- 第12 議案第32号 平成28年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について
- 第13 議案第33号 平成28年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について
- 第14 議案第34号 平成28年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について
- 第15 議案第38号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 第16 議案第39号 平成27年度出雲崎町一般会計補正予算（第7号）について
- 第17 議員派遣の件
- 第18 委員会の閉会中継続調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	宮下孝幸	2番	中野勝正
3番	中川正弘	4番	高桑佳子
5番	田中政孝	6番	三輪正
7番	加藤修三	8番	諸橋和史
9番	仙海直樹	10番	山崎信義

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	小田嘉代子
総務課長	山田正志
町民課長	池田則男
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	田口誠
建設課長	玉沖馨
教育課長	山田栄
産業観光課参事	大矢正人
産業観光課参事	矢島則幸
教育課参事	佐藤佐由里

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	坂下浩平
書記	佐藤千秋

◎開議の宣告

○議長（山崎信義） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎議事日程の報告

○議長（山崎信義） 本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。よろしくご協力をお願いします。

◎議案第17号 出雲崎町行政不服審査会条例制定について

議案第18号 出雲崎町行政不服審査関係手数料条例制定について

議案第19号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定
について

議案第37号 出雲崎町過疎地域自立促進計画の策定について

○議長（山崎信義） 日程第1、議案第17号 出雲崎町行政不服審査会条例制定について、日程第2、議案第18号 出雲崎町行政不服審査関係手数料条例制定について、日程第3、議案第19号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について、日程第4、議案第37号 出雲崎町過疎地域自立促進計画の策定について、以上議案4件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案4件は、総務文教常任委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、6番、三輪正議員。

○総務文教常任委員長（三輪 正） 総務文教常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る3月9日の本会議において、本委員会に付託されました議案4件について、その審査が終了しましたので、その経過と結果について報告します。

審査は、3月10日午後1時30分から役場議員控室において、説明員に副町長、教育長、会計管理者、総務課長、町民課長、教育課長の出席を得て、委員全員が出席し、委員会を開きました。

その審査結果につきましては、お手元に配付しました報告書のとおりですが、その経過について報告いたします。

初めに、議案第17号 出雲崎町行政不服審査会条例制定については、審査会の庶務は総務課において処理するとあるが、他の部署ではできないのかと質疑があり、法の趣旨からして総務課で行うと答弁がありました。慎重審査の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第18号 出雲崎町行政不服審査関係手数料条例制定については、第4条第4項でその他の事実を理由とする場合とあるが、その他とは何があるのか質疑があり、事例として生活保護の

認定前などが考えられると答弁がありました。慎重審査の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第19号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定については、第5条の第三者とはどういう人を指すのかとの質疑があり、審査請求をした第三者本人のものと答弁がありました。慎重審査の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第37号 出雲崎町過疎地域自立促進計画の策定については、町過疎計画と町総合計画との関係や過疎地域自立促進法の今後の見通しについて質疑があり、過疎計画は総合計画の中にある。過疎地域自立促進法は、町としては非常に有利な法であるため、継続してもらいたいと答弁がありました。慎重審査の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定しました。

以上、総務文教常任委員長報告とします。

○議長（山崎信義） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

最初に、議案第17号を採決します。

議案第17号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号を採決します。

議案第18号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号を採決します。

議案第19号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号を採決します。

議案第37号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第23号 出雲崎町農業農村整備事業分担金徴収条例制定について

○議長（山崎信義） 日程第5、議案第23号 出雲崎町農業農村整備事業分担金徴収条例制定についてを議題とします。

ただいま議題としました議案は、社会産業常任委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について社会産業常任委員長の報告を求めます。

社会産業常任委員長、1番、宮下孝幸議員。

○社会産業常任委員長（宮下孝幸） それでは、社会産業常任委員長報告をいたします。

去る3月9日の本会議におき、本委員会に付託されました議案1件について、その審査が終了いたしましたので、その経過と結果につきご報告いたします。

去る3月10日午前9時半より役場議員控室において委員全員が出席をし、説明員として副町長、町民課長、保健福祉課長、産業観光課長、建設課長の出席を得て委員会を開きました。

その審査結果につきましては、お手元に配付いたしました報告書のとおりであります。その経過についてご報告いたします。

議案第23号 出雲崎町農業農村整備事業分担金徴収条例制定についてであります。質疑といたしまして、定額助成事業と定率事業の違いは何か。個別事案を1つにまとめる理由は何かあるいは受益者負担に変更はあるのかなどの質疑がなされ、田口産業観光課長より次のような答弁がなされました。面積や事業規模などの兼ね合いにより区別しているが、おおむね事業規模の大きなものについては率で考え、規模の小さなものについては額でというようなすみ分けを基本としている。受益者負担に変更はない。まとめた理由については、事務処理の煩雑さ等を解消するとともに、関係する事業の迅速化を図ることを目的としたものであるなどの答弁がありました。慎重審査の結果、全員異議なく、可決すべきものと決しました。

以上、社会産業常任委員長報告といたします。

○議長（山崎信義） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

議案第23号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第26号 平成28年度出雲崎町一般会計予算について

議案第27号 平成28年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について

議案第28号 平成28年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について

議案第29号 平成28年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第30号 平成28年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について

議案第31号 平成28年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算
について

議案第32号 平成28年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について

議案第33号 平成28年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について

議案第34号 平成28年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について

○議長（山崎信義） 日程第6、議案第26号 平成28年度出雲崎町一般会計予算について、日程第7、議案第27号 平成28年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第8、議案第28号 平成28年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について、日程第9、議案第29号 平成28年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第10、議案第30号 平成28年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について、日程第11、議案第31号 平成28年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について、日程第12、議案第32号 平成28年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について、日程第13、議案第33号 平成28年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について、日程第14、議案第34号 平成28年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について、以上議案9件

を一括議題とします。

ただいま議題としました議案9件は予算審査特別委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長、6番、三輪正議員。

○**予算審査特別委員長（三輪 正）** 予算審査特別委員長報告を申し上げます。

去る3月9日の本会議において、予算審査特別委員会に付託されました議案9件を審査するため、3月15日午前9時30分より本会議場において、説明員に町長以下執行部全員の出席を得て、委員全員が出席し、委員会を開きました。

その審査結果については、お手元に配付しました報告書のとおりですが、その審査経過について報告いたします。

初めに、議案第26号 平成28年度出雲崎町一般会計については、2款1項9目11節需用費の防犯灯設置料で、防犯灯はどこに設置するものかとの質疑があり、通学路を中心に要望の中で設置場所を検討すると説明がありました。

3款2項4目15節工事請負費の放課後児童クラブ整備工事で、児童クラブの開設時期はどのくらいになるのか、現在の場所と比べると面積はどうなるかとの質疑があり、大まかな目安として7月下旬から8月中旬に工事を完了し、10月ごろを予定している、広さはほぼ同じ50平米の開設になると説明がありました。

6款3項1目19節負担金補助及び交付金の町大漁さかなまつり事業補助金で、金額を上げて規模を拡大しないのかとの質疑があり、漁協の組合員の減少や高齢化により対応ができない、他の支援を受ける等を検討していくと説明がありました。

7款1項5目17節公有財産購入費の土地購入費及び電気自転車管理用物置で、これまで電動アシスト自転車の利用はあったのか、近くに駅の駐車場があるが、陽だまり館の駐車場は必要なかとの質疑があり、自転車の利用は今のところない。土地購入はするが、その後の活用は指摘のとおり十分検討してやっていくと説明がありました。

8款2項3目17節公有財産購入費の町道用地買収費及び22節補償補填及び賠償金の町道物件補償料で、町道尼瀬稲川線と船橋田中線の進捗状況はどうなっているかとの質疑があり、尼瀬稲川線は諏訪神社の移設した工区60メートルの拡幅と舗装、稲川地内の県道出雲崎石地線に接続する部分が220メートルほど残っている。船橋田中線の拡張改良は、田中の集落に入るところに差しかかっていると説明がありました。

8款5項3目19節負担金補助及び交付金の町新生活スーパー住まい取得・リフォーム支援補助金で、年齢の制限はあるのか、空き地、空き家バンクとの関係はあるのかとの質疑があり、条件によって金額の上乗せはあるが、年齢制限は考えていない。空き家、空き地バンクを利用して、空き地、空き家を利用することは全く問題なく、そこでそういった制度を用意するというPRをしていくと

説明がありました。

10款1項3目19節負担金補助及び交付金の高校生通学費助成金で、助成は一律のものか、また積算は現状から出したのかとの質疑があり、通学定期券に限るが、3割を補助するもの。対象者は、現1、2年生がどこに行っているか把握しているの、それに新1年生を見込んで算出していると説明がありました。

10款4項1目19節負担金補助及び交付金の伝統芸能後継者育成事業補助金で、どういった内容のものかと質疑があり、当面は5万円だが、内容精査をしながら必要経費としていく。実際の執行に当たっては、積極的に伝統芸能を育成していく狙いであるとの説明がありました。

次に、歳入全般については、21款5項2目雑入の自動販売機設置料について、設置料の金額の差は何かと質疑があり、施設によって料金体系が違う、また行政財産使用料の中に自販機の設置料が含まれると説明がありました。慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第27号 平成28年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算については、慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第28号 平成28年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算については、8款予備費について大きく増えている理由は何かと質疑があり、予定よりも被保険者や要介護者の数が伸びず給付費が大きく減ったことで、直接現段階で使用する金額がなくて予備費が倍増したとの説明がありました。慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第29号 平成28年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算については、慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第30号 平成28年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算については、慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第31号 平成28年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算については、慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第32号 平成28年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算については、慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第33号 平成28年度出雲崎町下水道事業特別会計予算については、慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第34号 平成28年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算については、慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、予算審査特別委員長報告とします。

○議長（山崎信義） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

最初に、議案第26号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第26号に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号から議案第34号の議案8件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第27号から議案第34号の議案8件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第27号から議案第34号まで議案8件は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第38号 和解及び損害賠償の額の決定について

議案第39号 平成27年度出雲崎町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（山崎信義） 日程第15、議案第38号 和解及び損害賠償の額の決定について、日程第16、議案第39号 平成27年度出雲崎町一般会計補正予算（第7号）について、以上議案2件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第38号、39号につきまして関連がございますので、一括してご説明を申し上げます。

まず、議案第38号につきましては、事故の概要のとおり、町職員による交差点事故により、相手方の車両を損傷させたものであります。このたび相手方との車両の物損事故の示談が成立しました

ことにより、地方自治法第96条の第1項第12号及び第13号の規定により、和解と損害賠償額の決定の議決をお願いするものであります。

続いて、議案第39号、一般会計補正予算につきましては、歳出に議案第38号の損害賠償金を計上し、歳入に対物の賠償保険料並びに公用車の車両保険料、財源調整に財政調整基金繰入金を計上するものであります。これらによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額161万2,000円を追加し、予算総額を41億8,705万2,000円とするものであります。

両議案ともよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山崎信義） 議案第38号及び議案第39号について、補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） それでは、補足説明をさせていただきます。

議案第38号、39号につきましては、町長の提案の説明のとおりでございます。38号、事故概要に記載のとおり、川西交差点内での衝突事故でございまして、町公用車のほうが赤信号で交差点へ進入したことによる公用車側過失10割の物損と人身事故となりました。相手側様に大変なご迷惑をおかけしているものでございます。事故後、示談に向けての対応をさせてもらってまいりましたが、町としましては過失の全責任が町側にあるということ、また人身事故でもあるということで、最大限の誠意をもっての対応を基本としてまいりました。女性の車、軽自動車は、3年乗られたものでございます。全損に近い状態でございます。最低の修理でも90万弱というふうな金額でございます。状況によっては、さらにかかる可能性があるというふうなことでございました。したがって、車自体はほぼ全損の事故車というふうなことでございます。修理費相当をもって購入金額には到底達しないというふうなもので、その後の状態も不安を抱えるというふうなことになりますので、相手側との示談におきまして、同等品の購入というふうなことで対応させていただくというようなことで、最大限相手側様の気持ちに立ちまして対応させていただいたというところでございます。よろしくお願いたします。軽自動車代として136万667円という金額でございます。それと、事故当日から4月末、納車までの代車費用として25万1,100円を含めまして、このたびの損害賠償額161万1,767円とさせてもらっておるものでございます。

次に、関連いたしまして、議案第39号、一般会計補正予算でございます。歳出、2款総務費に損害賠償金額を計上いたしました。歳入に相手側車両に対する保険のほうで町に入ってくるもの、対物保険料60万1,000円でございます。また、町公用車プリウスの車両保険料、なおプリウスのほうも大きな損傷というふうなことで、プリウスのほうが80万円、車両保険料で入ってまいります。また、プリウスの修理代につきましては、90万円程度見込んで現在修理に出しております。これは、既存の総務費の財産管理費で公用車、除雪車関係の車両修繕料を予算持っておりましたので、既存の予算で対応させてもらうというふうなことで、今回の修理費には計上してございません。したがって

して、プリウスの車両保険分は歳入のみというふうなことで科目構成をさせてもらいまして、財源を入れかえているというところがございます。それと、町側の保険については、全国自治協会ということで自治体が加入する保険団体に加入しております。今回は、保険会社を窓口とした示談交渉はなく、相手側さんの希望によりまして町で直接示談交渉をするというふうな形で進めてまいりました。大変なご迷惑をおかけしておりますが、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。

最初に、議案第38号の質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、中野勝正議員。

○2番（中野勝正） 今総務課長の説明の中で相手方に対して100%当職員のほうが悪いというふうにした中で、最善の中で相手方にやるということで私もそれは同感だと思いますが、その中で先般総務課長の説明の中では職員のほうにも町として要は罰というんでしょうか、ペナルティーみたいなのをしなければだめだというようなお話を承りましたが、その辺の説明がまだ聞いておりませんが、その辺はどういうふうに解釈したらよろしいでしょうか。

○議長（山崎信義） 総務課長。

○総務課長（山田正志） 現在まだ行政処分の形で本人に処分がなされておられません。その処分の結果を見て判断をさせていただくというふうなことでございます。

以上でございます。

〔「わかりました」の声あり〕

○議長（山崎信義） ほかに質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第39号の質疑を行います。質疑はありませんか。

9番、仙海直樹議員。

○9番（仙海直樹） 今ほどの補足説明のほうで理解はいたしました。今中野議員からもお話があったとおり赤信号で進入ということで、一方的に10対ゼロということでございますが、事故なんで、いつ私たちも被害者になったり加害者になったりということがあろうかと思いますが、今後こういったことに対応するために、今タクシーなんかではよくあるんですが、ドライブレコーダーとかあいつつようなカメラが搭載されておりますが、そういったようなものが最初からあれば、実際ここまでこじれずには済んだということも推測できますので、その辺について今後の対応はどのようになっているか、もし現段階で検討があればご説明願いたいと思います。

○議長（山崎信義） 総務課長。

○総務課長（山田正志） ありがとうございます。私ども大変反省いたしまして、事故後すぐに町長

車、マイクロバス、ETC関係についている部分、ドライブレコーダーを設置してございます。さらに、アルコールチェッカーも購入というふうなことで、今後運転職員、またほかの一般職員も含めまして対応させてもらうというふうなことで、ドライブレコーダーにつきましてはまた年度かわりまして、随時車には設置したいというふうなことで考えております。

以上です。

○議長（山崎信義） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第38号及び議案第39号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号及び議案第39号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

最初に、議案第38号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第39号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

最初に、議案第38号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第38号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第39号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（山崎信義） 日程第17、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。会議規則第128条の規定により、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することに決定しました。

◎委員会の閉会中継続調査の件

○議長（山崎信義） 日程第18、委員会の閉会中継続調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長、社会産業常任委員長並びに議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（山崎信義） 本日の日程は、これで全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第2回出雲崎町議会定例会を閉会します。

(午前10時04分)

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

出雲崎町議会議長 山 崎 信 義

署名議員 加 藤 修 三

署名議員 諸 橋 和 史